

令和8年度 住宅等の脱炭素化促進補助金

申請の手引き（一体的導入）

昨年度からの主な変更点

○補助金の申請の時期を「工事着工前」から「工事完了後」へ変更します。

○GX志向型住宅に対する補助を新設しました。

○蓄電システムへの補助について、太陽光発電設備と同時設置の場合も対象になりました。

○蓄電システムの補助上限容量が変更になりました。

（旧）上限なし ⇒（新）上限 10kWh

○断熱窓改修の補助上限金額が変更になりました。

（旧）上限 20万円 ⇒（新）上限 10万円

○一体的導入の新築・共同住宅区分を廃止し、築10年超区分、築10年以下区分に統合しました。

注意事項

○申請様式や提出書類は、昨年度から変更されていますので、ご注意ください。

○申請書類に不備・不足がある場合受付ができません。手引きや要綱等を必ずご確認のうえご申請ください。

○受付が完了した書類から先着順で、補助金の交付決定を行います。

郵送の場合の書類提出先及び補助金の手続きに関するお問い合わせ先

○下記受付窓口までご提出、お問い合わせください。

※午前9時から午後5時30分（土・日・祝、12/27～1/4除く）

《受付窓口》

〒453-0018 名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

株式会社MTK内「住宅等の脱炭素化促進補助金 受付窓口」

TEL：052-485-7073 FAX：052-485-7038

MAIL：datsutanso@mtk-jp.co.jp

令和8年4月
名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課

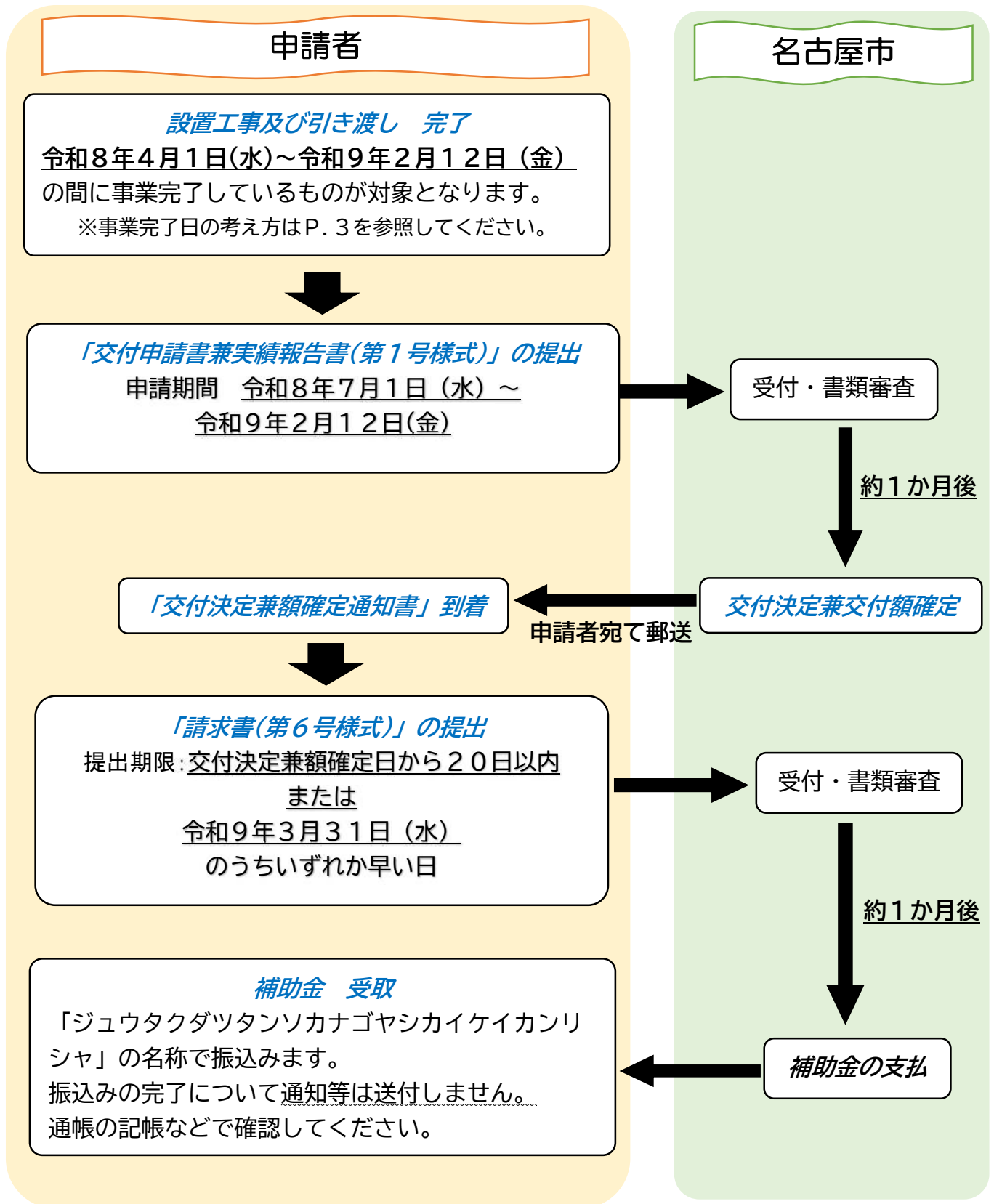
1 令和8年度の補助事業について

各補助事業の概要は以下のとおりです。

●対象となる機器及び住宅

	区分	主な要件	補助金額	
一体的導入	 太陽光発電設備	市内の住宅に、 太陽光発電設備・ HEMS・蓄電システム 又はV2H充放電設備を 同時に導入	築10年超の住宅 ^{*1} 30,000 円/kW (上限9.99kW)	
	+		築10年以下の住宅 ^{*1} 20,000 円/kW (上限9.99kW)	
	 HEMS		10,000 円/件	
	+		 蓄電システム	15,000 円/kWh (上限10kWh)
	どちらかを選択		 V2H充放電設備	50,000 円/件
ZEH	 ZEH	国のZEH補助 ^{*2} を受ける新築住宅	100,000 円/件	
	 ZEH+	国のZEH+補助 ^{*2} を受ける新築住宅	200,000 円/件	
	 新規 GX志向型住宅	国のGX志向型住宅補助 ^{*2} を受ける新築住宅	300,000 円/件	
	 蓄電システム	ZEH,ZEH+,GX志向型住宅と蓄電システムを同時に導入	15,000 円/kWh (上限10kWh)	
 V2H充放電設備	新たに設置または設置された新築住宅等 ^{*3} の購入	50,000 円/件		
 蓄電システム	新たに設置または設置された新築住宅の購入	15,000 円/kWh (上限10kWh)		
 断熱窓改修	国の断熱窓改修補助 ^{*4} を受ける断熱窓	補助対象経費の1/3 (上限100,000円)		
 エネファーム	新たに設置または設置された新築住宅の購入 ^{*5}	30,000 円/件		

2 申請の流れについて



(1) 事業完了日について

令和9年2月12日(金)までに事業を完了してください。

補助区分ごとの事業完了日は以下の日付のうちいずれか遅い日となります。

ただし、すべての日付が令和8年4月1日以降である必要があります。

区分	事業完了日	提出書類
一体的導入	①太陽光発電設備の連系日 ②対象システムの保証開始日 ③住宅の引渡し日（設備が設置された住宅を購入する場合）	①連系に関するお知らせ ②保証書 ③引渡し証明書
Z E H	①太陽光発電設備等の連系日 ②太陽光発電設備・HEMS の保証開始日 ③住宅の引渡し日	①連系に関するお知らせ ②保証書 ③引渡し証明書
V 2 H	①対象システムの保証開始日 ②住宅等の引渡し日（設備が設置された住宅等を購入する場合）	①保証書 ②引渡し証明書
蓄電システム	①対象システムの保証開始日 ②住宅の引渡し日（設備が設置された住宅を購入する場合）	①保証書 ②引渡し証明書
断熱窓改修	①工事完了日	①工事完了日が分かる書類
エネファーム	①対象システムの保証開始日 ②住宅の引渡し日（設備が設置された住宅を購入する場合）	①保証書 ②引渡し証明書

3 申請方法について

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書、請求書は郵送又は電子申請システムにより提出してください。
- (2) 申請受付期間
令和8年7月1日(水)から令和9年2月12日(金)までに交付申請書兼実績報告に必要な書類をすべて提出できることが補助の条件となります。郵送の場合は消印有効です。
- (3) 交付決定兼額確定から20日以内または令和9年3月31日(水)のいずれか早い日までに、請求書を提出してください。郵送の場合は消印有効です。
- (4) 補助金交付申請書兼実績報告書等の様式は、名古屋市公式ウェブサイト(トップページ>暮らしの情報>環境保全>補助・助成等(環境保全関係)>住宅等の脱炭素化促進補助)からダウンロードできます。
- (5) 申請書の様式は、必ず令和8年度のものを使用してください。
- (6) 記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。
- (7) 提出するときは、申請書に添付のチェック表を確認のうえ、漏れのないようにしてください。
- (8) 提出時には必ず控えをとり、各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。
- (9) 書類の到着確認が必要な方は、「申請書類等確認票」(名古屋市公式ウェブサイトから様式をダウンロードすることができます)を同封して提出してください。受付窓口にて書類の到着を確認後、この確認票を書類の提出元へ FAX いたします。なお、FAX での返信は、書類の到着の確認のためであり、書類の受付を保証するものではありません。内容に不備がある場合は後日連絡します。
- (10) 本市の「住宅等の脱炭素化促進補助金交付要綱」及び「住宅等の脱炭素化促進補助金事務取扱要領」を熟読の上、申請してください。
- (11) 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反になりますので、ご注意ください。

4 補助事業の募集について

- (1) 令和8年7月1日(水)から令和9年2月12日(金)の期間、各補助事業の予算に達するまで先着順に受付を行います。
- (2) 受付窓口にて完備された書類が提出された日が「受付日」となります。添付書類の不足があった場合は、不足書類が全て提出された日が受付日となります。
- (3) 補助金を受けることができる回数は、それぞれの補助区分において、1人につき1回です。(ただし異なる住宅等に設置する場合は可。)
- (4) 申請が予算の範囲を超えた場合は、期間中でも受付を終了します。
- (5) 申請が予算の範囲を超えた日に、複数の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、くじ引きによる抽選を公開にて行います。(不足書類のある申請は、抽選から除外します。)
- (6) 若干名の補欠を募集する場合があります。受付終了後に予算が余った補助区分があった場合、令和9年2月12日(金)以降に補欠の中から抽選を行い、交付対象者を決定します。
- (7) 受付状況は、名古屋市公式ウェブサイトにて随時公開予定です。
- (8) 執行状況により各補助事業間における予算の流用を行う可能性があります。予算の流用を行う場合は、ウェブサイトにて告知を行いますので適宜ご確認ください。

5 その他

(1) 申請を取下げするとき

補助金の申請をした方が、申請を取下げるときは、速やかに「補助金取下届出書（第4号様式）」を郵送又は電子申請システムにて提出してください。

(2) 設備の管理等

補助金の交付を受けた方は、補助の対象となった設備を一定期間適正に管理及び運用しなければなりません。

また、期間内に設備を処分（売却、譲渡及び廃棄など）する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合がありますのでご注意ください。

※管理期間は下記の通りです。

補助区分	管理期間
太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又はV2H充放電設備	事業完了日から6年間
ZEH、ZEH+、GX志向型住宅を構成する設備	事業完了日から6年間
V2H充放電設備	事業完了日から5年間
蓄電システム	事業完了日から6年間
断熱窓改修	事業完了日から10年間
家庭用燃料電池システム	事業完了日から6年間

(3) 補助金の取消

申請者が「住宅等の脱炭素化促進補助金交付要綱」に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(4) 現地調査

必要に応じて申請者に対して報告を求め、現地調査等を行う場合があります。

(5) アンケートへのご協力

補助金の交付を受けた方には、対象設備及び地球温暖化防止等に関するアンケートなどにご協力いただく場合があります。

6 一体的導入の詳細について

(1) 補助額・補助要件

区分	内容
補助額	<p>太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又はV2H充放電設備に係る各補助額の合計額を補助します。</p> <p>なお、蓄電システムとV2H充放電設備については、どちらかを選択して申請してください。</p> <p>(太陽光発電設備)</p> <p>(1)築10年超の住宅 ：太陽電池の最大出力1kWあたり3万円(補助上限9.99kW)</p> <p>(2)築10年以下の住宅 ：太陽電池の最大出力1kWあたり2万円(補助上限9.99kW)</p> <p>(HEMS) 1件あたり1万円</p> <p>(蓄電システム) <<選択制>> 蓄電容量1kWhあたり1万5千円(補助上限10kWh)</p> <p>(V2H充放電設備) <<選択制>> 1件あたり5万円</p>
補助の要件	<p>対象者</p> <p><input type="checkbox"/>個人(共同住宅での申請を除く。)の場合は、対象システムを設置する名古屋市内の住宅に居住していること(住民票の現住所が対象システムを設置する住宅であること)。</p> <p><input type="checkbox"/>共同住宅で申請をする個人の場合は、現住所が名古屋市内であること。</p> <p><input type="checkbox"/>法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。</p> <p><input type="checkbox"/>なごや太陽光倶楽部への入会を申請(戸建住宅で申請する個人限る。)</p>

対象設備	<p>(共通)</p> <p><input type="checkbox"/>未使用品であること。(移設されたもの、同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは補助対象外。)</p> <p><input type="checkbox"/>補助事業者が購入するもの。(リース品は対象外。)</p> <p>(太陽光発電設備)</p> <p><input type="checkbox"/>太陽電池モジュールを市内住宅の屋根や当該住宅の敷地内に設置すること。</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電設備を設置する住宅において、太陽光発電による電気を消費すること。</p> <p><input type="checkbox"/>配線方法が余剰分を逆潮流する配線であること。(全量売電でないこと。)</p> <p>(HEMS)</p> <p><input type="checkbox"/>愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象機器であること。(ただし、集合住宅に設置する HEMS を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/>対象となる HEMS のリストはホームページに掲載しています。リストに掲載のない HEMS を設置する場合は、事前にご相談ください。要件に適合しない場合、補助金を支給できません。</p> <p>(蓄電システム)</p> <p><input type="checkbox"/>国の補助事業における補助対象機器として、契約または申請時点で一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。</p> <p><input type="checkbox"/>上記の太陽光発電設備と常時接続し、充電した電力を当該住宅で消費すること。</p> <p>(V2H 充放電設備)</p> <p><input type="checkbox"/>国の補助事業における補助対象機器として、契約または申請時点で一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。</p> <p><input type="checkbox"/>上記の太陽光発電設備と連系すること。</p>
その他	<p><input type="checkbox"/>太陽電池の最大出力は、日本産業規格又は IEC 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とします。(小数点以下第 2 位未満切り捨て)</p> <p><input type="checkbox"/>蓄電容量は、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されている蓄電システムの蓄電容量(kWh 表示)をいうものとします。(小数点以下第 1 位未満切り捨て)</p> <p><input type="checkbox"/>築 10 年超とは、申請時に提出する登記事項証明書において新築日が平成 28 年 3 月 31 日以前の住宅、又は固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書において平成 27 年以前に建築された住宅です。 それ以外の住宅や、敷地内のカーポート等住宅の屋根面以外に設置する場合は、築 10 年以下に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/>共同住宅とは、住宅の登記事項証明書等において住宅の種類が「共同住宅」である場合や、管理組合の管理者又は管理組合法人が申請する場合などをいいます。</p> <p><input type="checkbox"/>ZEH・GX 志向型住宅補助金、蓄電システムを選択した場合は蓄電システム補助金、V2H を選択した場合は V2H 補助金については併用できません。</p> <p><input type="checkbox"/>愛知県の補助金(愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金)を含みます。</p>

(2) 提出書類

※提出書類は写しでも構いません。

○交付申請書兼実績報告書提出時

提出書類		参照 ページ
①	補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）	
②	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し（郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたもの） ※法人が申請する場合は不要です。	P11
③	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」 ※対象システムの金額が契約書で確認できない場合、内訳書等対象システムの金額が分かる書類も併せて提出してください。	P11, 12
④	領収書等の申請者が補助対象経費を支払ったことを証明できる書類	P12
⑤	設置する住宅の登記事項証明書（郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたもの）又は固定資産の評価証明書もしくは固定資産税の課税明細書（令和8年度のもの）	P13
⑥	設置する住宅全体のカラー写真	P13
⑦	太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真（全ての枚数が確認できるもの）	P13
⑧	パワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真	P14
⑨	HEMSの設置状況を示すカラー写真	P14
⑩	蓄電システム又はV2H充放電設備の設置状況を示すカラー写真	P14
⑪	設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図	P14
⑫	電気事業者が発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」	P14
⑬	メーカーが発行する出力対比表の写し又は製造番号表の写し（設置した全てのモジュールの製造番号及び実出力が記載されているもの）	P14
⑭	パワーコンディショナのメーカー名、型式及び製造番号が確認できるもの（銘板のカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し等）	P14
⑮	太陽光発電設備の保証書（保証開始日、補助事業者の氏名及び住所、型番が確認できるもの）	P15
⑯	HEMSの保証書（保証開始日、補助事業者の氏名及び住所、型番が確認できるもの）	P15
⑰	蓄電システム又はV2H充放電設備の保証書（保証開始日、補助事業者の氏名及び住所、型番が確認できるもの）	P15
⑱	「なごや太陽光倶楽部」入会申込書 ※法人等が申請する場合は不要です。	P15

次に該当する場合は、以下の書類も必要です。		
⑱	【対象システムが設置された住宅を購入した場合】 住宅の引渡証明書等の住宅の引渡日が確認できる書類	P15
⑲	【法人が申請する場合】 法人の「登記事項証明書」（郵送時の消印日前又は電子申請日前 6 か月以内に発行されたもの）	P15
⑳	【管理組合の管理者が申請する場合】 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料	P15
㉑	【共同住宅に設置した場合】 非常用コンセントの設置状況を示すカラー写真・非常用コンセントを居住者に周知したことが分かるもの	P15
㉒	【補助対象リストにない HEMS を申請する場合】 HEMS 適合要件確認書	P16

○請求書提出時

提出書類		参照ページ
㉓	補助金交付請求書（第 6 号様式）	
㉔	通帳の写し等	P16
次に該当する場合は、以下の書類も必要です。		
㉕	【交付決定番号の末尾が B、E の方】 「なごや太陽光倶楽部」実績報告モニター用エントリーシート ※「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」の写しを併せて添付してください。	P16

(3) 提出書類の注意事項

- ア 契約書の合計金額と一致していること。
- イ 注文者（契約書）名は補助金の申請者と同一であること。
- ウ 各対象システムの補助対象経費の内訳が記載されていること。

④ 領収書等の写し

領収書

名古屋 太郎 様

¥5,000,000 円

ただし、設置工事費として

太陽光発電設備設置工事費	〇〇円（税込）	
IEMS設置工事費	〇〇円（税込）	
蓄電システム設置工事費	〇〇円（税込）	を含む。

令和8年4月1日 上記正に領収いたしました。

〇〇株式会社 印

- ア 契約書の合計金額と一致していること。
一致していない場合は、但し書きか領収内訳書で各対象システムの補助対象経費の内訳が記載されていること。
- イ 補助金の申請者と同一であること。
- ウ 収入印紙が適切に貼付されていること。
(電子領収書やクレジット払いであることが明記されている場合は不要です。)

⑤ 設置する住宅の登記事項証明書又は固定資産の評価証明書もしくは固定資産税の課税明細書

ア 建物の種類は「居宅」または「共同住宅」となっていますか。

<登記事項証明書の場合>

ア 郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたものを提出してください。

イ 法務局で発行されたものを提出してください。

(登記情報提供サービスから出力した書類は使用できません。)

ウ 「建物」の登記を提出してください。(「土地」ではありません。)

<固定資産の評価証明書、固定資産税の課税明細書の場合>

ア 令和8年度のものをご提出ください。

⑥ 設置する住宅全体のカラー写真

ア 建物全体が映っていますか。

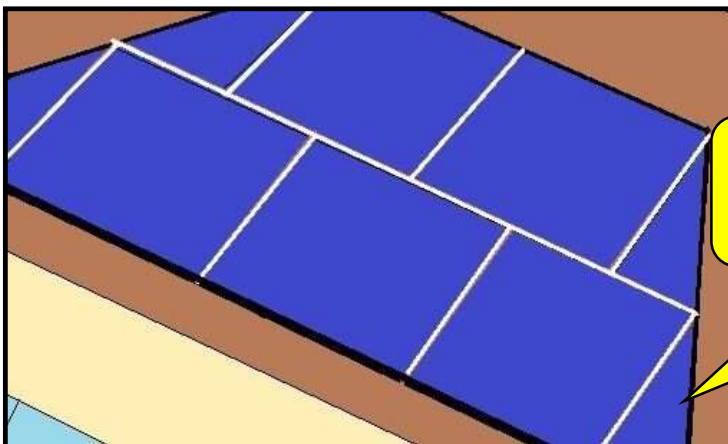
イ 複数の住宅がある場合は、矢印などで追加して分かるようにしてください。

ウ モノクロの写真は不可です

⑦ 太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真(全ての枚数が確認できるもの)

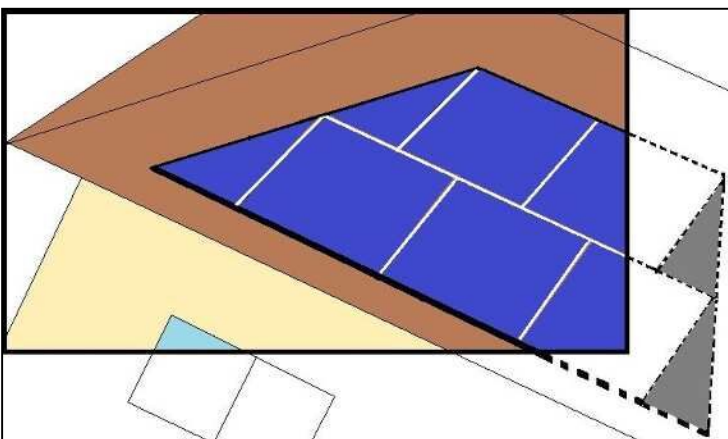
ア 全ての枚数が確認できる鮮明な写真を提出してください。

○ 許容されるもの



太陽電池モジュールの一部が欠けているが、全ての枚数が設置されていることが確認できる。

× 不備となるもの



太陽電池モジュールの設置状況が確認できない部分がある。



この場合、別の角度から撮影する等、全ての枚数が確認できる写真を提出してください。

⑧ パワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真

- ア 設置された台数分全て撮影されていますか。
- イ モノクロの写真は不可です。

⑨ HEMS の設置状況を示すカラー写真

- ア 機器本体及びモニター等の写真を添付していますか。
- イ モノクロの写真は不可です。

⑩ 蓄電システム又は V2H 充放電設備の設置状況を示すカラー写真

- ア システムにモニターが含まれる場合は、モニターの写真も提出してください。
- イ モノクロの写真は不可です。

<蓄電システムの場合>

- ア 蓄電池ユニット及びパワーコンディショナー等の写真を提出してください。

<V2H 充放電設備の場合>

- ア V2H スタンド、V2H ポッド等の写真を提出してください。

⑪ 設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図

- ア 太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真と整合していますか。

⑫ 電気事業者が発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」

- ア 住所は交付申請書兼実績報告書の設置場所と一致しますか。
- イ 「系統連系に係る契約のご案内」ではありません。

⑬ メーカーが発行する出力対比表の写し又は製造番号表の写し

- ア 太陽電池モジュールの全ての枚数分の製造番号、実出力が記載されていますか。
- イ メーカーを代行する業者が発行する出力対比表を提出する場合は、太陽電池モジュールに同梱されている製造番号表の写しが必要です。

⑭ パワーコンディショナのメーカー名、型式及び製造番号が確認できるもの（銘板のカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し等）

- ア メーカー名、製造番号、型式が確認できますか。
- イ 複数のパワコンが設置されている場合、それぞれについて添付されていますか。
- ウ 写真の場合、鮮明に製造番号や型式が確認できるカラー写真を提出してください。

⑮、⑯、⑰ 保証書

ア	保証書	イ
パッケージ型番 ○○○○○		製造番号 ○○○○○

ア 対象システムの型式が記載されていること。

蓄電システムの場合、SII に登録されているパッケージ型番が記載されていること。

(蓄電ユニットの型番ではありません。保証書でパッケージ型番が確認できない場合は出荷証明書等別途パッケージ型番が分かるものを提出してください。)

イ 保証開始日の記載があること。

ウ 氏名は補助金申請者名と同一であること。

エ 対象システムを設置した住宅の住所が記載されていること。

⑱ 「なごや太陽光倶楽部」入会申込書

ア 住所、氏名、電話番号は交付申請書兼実績報告書と一致していますか。

⑲ 住宅の引渡証明書等の住宅の引渡日が確認できる書類

ア 申請者の氏名、住宅の住所、引渡日が記載されていますか。

イ 名古屋市指定の様式による提出も可能です。(様式は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。)

⑳ 法人の「登記事項証明書」

ア 郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたものを提出してください。

イ 法務局で発行されたものを提出してください。

(登記情報提供サービスから出力した書類は使用できません)

ウ 本店又は主たる事務所が名古屋市内となっていますか。

㉑ 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料

㉒ 非常用コンセントの設置状況を示すカラー写真・非常用コンセントを居住者に周知したことが分かるもの

⑳ HEMS適合要件確認書

ア ホームページに掲載されている HEMS リストに記載のない HEMS を設置する場合は、提出してください。

イ 要件が確認できるカタログ等を添付してください。

ウ 要件に適合しない場合補助金を交付できませんので、リストに記載のない HEMS を設置する場合は、事前にご相談ください。

㉑ 補助金交付請求書（第6号様式）

別途記載例をご確認ください。

㉒ 通帳の写し等

ア 銀行名、支店名、口座名義のフリガナが確認できる書類を提出してください。

㉓ 「なごや太陽光倶楽部」実績報告モニター用エントリーシート

ア初回の「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」の写しを併せて添付してください。

【なごや太陽光倶楽部への入会について】

「太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又はV2H充放電設備の一体的導入」及び「ZEH等」の補助申請者は、入会資格のない方（法人等）を除いて、なごや太陽光倶楽部に入会していただく必要があります。

(1) なごや太陽光倶楽部の取組

名古屋市では、なごや太陽光倶楽部の会員の各家庭において、太陽光発電設備や省エネ住宅により削減されたCO₂排出量を取りまとめ、国の制度を利用してクレジット化しています。これを企業等に売却し、得た利益を市の環境保全事業に活用しています。（詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。）

(2) モニターへのご協力をお願い

会員の中から、事務局がモニターをランダムに抽出します。

モニターに選ばれた方には、年1回（初年度は2回）の太陽光発電設備の発電実績のデータ提供等にご協力いただきますので、ご了承ください。詳細は、モニターに選出された方に別途ご案内します。

交付決定番号の末尾のアルファベットが「B」及び「E」の方が、モニターに選ばれた方です。



「なごや太陽光倶楽部」では家庭に太陽光発電設備や省エネ住宅を導入することで削減された二酸化炭素（CO₂）を環境価値として名古屋市が取りまとめ、J-クレジット制度を利用してクレジット化します。このクレジットを売却することで得た収益を、太陽光発電設備の設置補助など市の環境保全事業に活用します。

